

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年3月24日)

[件 名]

- 1 鳥取県環境教育等行動計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について  
(低炭素社会推進課)・・・2
- 2 令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(くらしの安心推進課)・・・3
- 3 新型コロナウイルス感染拡大予防対策に係る取組状況について  
(くらしの安心推進課)・・・4
- 4 有志知事による「緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望」等に係る要請活動の結果について  
(くらしの安心推進課)・・・11
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(緑豊かな自然課)・・・17

## 生活環境部

## 鳥取県環境教育等行動計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月24日  
低炭素社会推進課

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「鳥取県環境教育等行動計画」の改定にあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、結果を報告する。

### 【鳥取県環境教育等行動計画の改定について】

平成26年に策定した現行計画について、社会環境の変化や「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の策定（令和2年3月）等を踏まえた内容の見直しを行い、本県の目指す持続可能な社会の実現に向けた環境教育等の方向性を明確化することによって、取組の一層の推進に繋げていくことを目指す。

### 1 実施結果

(1) 意見募集期間：令和3年3月1日（月）～3月15日（月）（15日間）

(2) 意見総数：延べ10件（個人3名）

(3) 主な意見と対応方針

寄せられた意見の多くは、既に計画に盛込済の取組内容に関するものであった。

対応の区分：盛込済（◎）、その他（—）

項目	意見の内容	県の対応方針（案）	対応
取組の方向性	○持続可能な地域づくりに向けて地域住民の自発的行動、子どもの見本となる大人の行動、あらゆる主体の意識向上と連帯・参画に取り組む。	・取組の方向性として、意見のような観点も含めた4つの柱（次世代育成、あらゆる主体の行動と参画、人材育成・活用、パートナーシップ推進）を位置づけ、持続可能な地域づくりに向けた取組を行っていく。	◎
次世代育成	○学校周辺のゴミを教師や住民が自発的に拾う等、県民と学校が連携した取組や教師から環境問題に真剣に取り組むこと等を行う。	・学校における多様な環境活動や地域と連携した多様な学びを推進していく。各学校において意見のような観点も参考としながら、具体的な取組について創意工夫を行っていく。	—
	○子どもたちに将来に向けて何ができるのか考え、行動させる取組や、環境にやさしい活動を家庭から実践する取組等を行う。	・子どもたちが環境に関する諸問題を自らの課題として捉え、解決に向けて行動する力の育成を目指すと共に、家庭における取組の広がりを促していく。	◎
	○生物多様性に関する教育に関しては生物多様性地域戦略を参考にしたガイドラインが必要ではないか。	・生物多様性教育の現状や課題等について関係機関との情報共有を進め、意見のような観点も参考としながら、望ましい推進方策等について検討していく。	—
あらゆる主体の行動と参画	○ボランティアやNPO活動、県民一人ひとりの行動や県民と行政の協働等を推進する。	・地域や企業、行政等が協調したアダプトプログラムやボランティア活動等を推進していく。	◎
	○企業の率先的な環境配慮経営や地域の一員としての活動を推進する。	・企業の率先的な環境配慮経営の取組や多様なCSR活動を推進していく。	◎
	○県職員から率先して地域活動をやっていく。	・「鳥取県職員の人材育成、能力開発に向けた基本方針」では求められる職員像として「協働と連携により、地域の発展に貢献する職員」を掲げ、地域活動等の職員の社会貢献活動を奨励する取組を行っている。	—
人材の育成・活用	○とっとり環境教育・学習アドバイザーの配置や行政と県民との協働で環境活動の担い手になってもらう取組を行う。	・環境問題の専門知識を有する「とっとり環境教育・学習アドバイザー」の登録・活用や、地域において環境活動の実践・普及を行う地球温暖化防止活動推進員の養成等を推進していく。	◎
	○環境教育・学習アドバイザーに登録しているが依頼がない。活用支援制度や相談窓口の設置等が必要ではないか。	・鳥取県地球温暖化防止活動支援センターを窓口としたアドバイザーの紹介・連絡調整や地域学習会等に派遣する場合の経費負担を行っており、引き続き活用促進に努めていく。	◎
パートナーシップ推進	○高校生や大学生等の若い世代の参画を推進する。	・高校生や大学生等の若い世代による環境活動の取組を支援し、社会への幅広い普及を推進していく。	◎

### 2 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月末 計画の改定及び公表

令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月24日  
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条に基づく「令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画」の策定にあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、結果を報告する。

【鳥取県食品衛生監視指導計画について】

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間：令和3年2月12日（金）～3月5日（金）（22日間）
- (2) 意見総数：延べ7件（団体1組、個人2名）
- (3) 主な意見と対応方針  
寄せられた意見の多くは、既に計画に盛込済の指導・支援内容に関するものであった。

対応の区分：盛込済（◎）、反映した（○）、その他（―）

項目	意見の内容	県の対応方針（案）	対応
監視指導 ・食品検査	○アニサキスやカンピロバクター食中毒が増加したことから食中毒予防対策強化が必要と考えるが、次年度はどのように対策強化を図るのか教えてほしい。	・アニサキス及びカンピロバクター共に食中毒予防方法が確立しており、食中毒発生はその不徹底によるものであることから、令和3年度HACCPに沿った衛生管理の導入にあわせて指導するのでその旨を追記する。	○
	○残留農薬等に係る食品選別で参考にする違反事例の多い輸入農産物には、どのような食品がどのくらいあるのか。また、違反している場合の対応はどのようなものか教えてほしい。	・過去8年間に柑橘類に使用される防カビ剤の基準超過違反が1件あった。違反食品の流通を確認した場合、他自治体と連携して違反食品の流通状況を調査するとともに、輸入者等に対して食品衛生法に基づき当該食品の回収等を指導して被害拡大の防止措置を講じる。	―
	○中部管内で、9月及び2月に輸入野菜・果実の残留農薬検査が、11月に鮮魚介類の水銀検査がないことから計画してほしい。	・輸入野菜・果実の残留農薬検査については、流通に管轄による差異が認められないことから、より流通量の多い西部管内で検査食品を選別する。鮮魚介類の水銀検査についても、水揚量や流通状況を勘案して頻度や件数を割り振りしており、引き続き、対象食品の県内流通状況等を勘案して次年度の検査計画策定を検討する。	―
リスクコミュニケーション	○新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、これまで以上に創意工夫して意見交換や交流の場を積極的に提供してほしい。	・出前講座の開催や新聞、HP等の既存の広報媒体による情報提供に加えて、これまで以上に意見交換が可能なSNSを活用した情報発信の充実を図っていく。	◎
	○感染症胃腸炎患者届出数を参考にノロウイルス食中毒の注意喚起を行うとあるが、カンピロバクター等の注意喚起も行ってほしい。	・食中毒原因全般も計画のとおり通年を通して注意喚起する。その上でノロウイルスは感染症の原因にもなり得ることから、感染流行状況も注視しながら適宜、注意喚起していく。	◎
その他	○食品ロスが減少するように推進してほしい。	・本県では飲食店や小売店に「とっとり食べきり協力店」の登録を募って食品ロス削減につながる取組みを推進している。（意見は担当課へ伝達済）	―
	○エシカル消費を推進してほしい。	・本県では、講座や事業者と連携した啓発イベントの開催等で、環境、人や社会、地域にやさしいエシカル消費への理解や実践を働きかけている。（意見は担当課へ伝達済）	―

2 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月末 計画の策定及び公表

# 新型コロナウイルス感染拡大予防対策に係る取組状況について

令和3年3月24日  
くらしの安心推進課

新型コロナウイルス感染拡大予防対策に係る取組状況について報告する。

## 1 地域イベントにおける県版ガイドラインの策定

既存の3種類のイベントガイドライン（公演・スポーツ・販売促進）の内容を基に、自治会が行う夏祭りや地区運動会等、地域住民だけが参加する小規模なイベントに特化したガイドラインを策定する。

### 【特徴】

- 地域イベントの場合、運営するスタッフも地域住民であるため、最低限確認が必要な項目のみを抽出した。（マスクの着用、換気の徹底、フィジカルディスタンスの確保、消毒、スタッフの健康管理等）
- イベント主催者がイメージしやすいよう、共通事項の他に具体的なイベントの種類・施設ごとの対策例を例示し、イラストを添付した。（花見、運動会、納涼祭、盆踊り、会合、カラオケ大会等を想定）
  - 屋台・出店・体験コーナー
    - 各ブースの前に、お客様が間隔（グループ間が最低1m）をあけて並べる十分な空間を設け、床にテープを貼る等で目安を示す。
  - スポーツ大会・運動会・花見
    - 声援や応援歌は控える。
    - お弁当を食べる際は、グループ間を背中合わせにし、会話を控えめにする。
- 小規模な地域イベントでは不要な項目を削除した。
  - イベント会場への移動手段の項目（公共交通機関の増便等）
  - CO2センサーを使用した換気状況の確認

## 2 新型コロナ対策認証事業所の認証状況

令和2年9月末に新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィス（以下「協賛店」という。）へ新型コロナ対策認証事業所（以下「認証事業所」という。）の認証取得を促すチラシを送付したところ約150件の認証取得に向けた相談を受け付け、順次現地確認や手順書作成の支援を進めている。

認証事業所は令和3年3月19日時点で149件となり、徐々に増加している。

（令和3年3月19日現在）

業種	認証事業所の認証件数			
	東部	中部	西部	計
飲食業	22	13	9	44
宿泊業	6	3	8	17
理美容業	17	7	13	37
その他	21	16	14	51
合計	66	39	44	149

## 3 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィスの届出状況

協賛店の届出件数は令和3年3月19日現在、9,756件となった。

（令和3年3月19日現在）

業種	協賛店の届出件数				業種	協賛店の届出件数			
	東部	中部	西部	計		東部	中部	西部	計
飲食店	1,131	515	1,207	2,853	運輸業	27	5	17	49
宿泊施設	138	76	136	350	観光業	43	21	19	83
公衆浴場	10	8	11	29	小売業	397	246	333	976
理容業	127	87	125	339	サービス業	165	79	119	363
美容業	349	132	357	838	その他	1,250	509	965	2,724
クリーニング業	62	27	26	115	オフィス	382	155	343	880
製造業	78	38	41	157	合計	4,159	1,898	3,699	9,756

#### 4 新型コロナウイルス感染予防対策に係る支援状況

##### (1) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金

令和2年6月1日から令和3年1月29日まで実施した補助事業の実績は以下のとおりである。

(令和3年3月19日現在)

交付申請件数	交付申請額	交付決定件数	交付決定額	額確定件数	確定額
3,152件	566,859千円	3,149件	566,465千円	3,144件	543,648千円

##### (2) 飲食店クラスター対策緊急補助金

令和3年1月15日から3月15日まで実施した補助事業の実績は以下のとおりである。

(令和3年3月19日現在)

交付申請件数	交付申請額	交付決定及び額確定件数	交付決定及び確定額計
1,083件	144,593千円	1,054件	143,828千円

##### (3) 新型コロナ克服緊急応援金

令和3年2月1日から開始した応援金の申請状況は以下のとおりである。

なお、令和3年3月末までとしていた申請期間を、飲食店に限り4月末まで延長する。

(令和3年3月19日現在)

申請件数	申請額	交付済額
5,958件	723,200千円	428,900千円

## ～鳥取型「新しい生活様式」実践向け～

令和3年3月◆日作成  
鳥取県くらしの安心推進課**地域イベント**における **新型コロナウイルス感染拡大予防対策例**

○このガイドラインは、自治会等が主催し地域で行う主に小規模なイベント(以下、「地域イベント」と呼びます)を実施する際の新型コロナウイルス感染予防対策を示しました。

地域イベントの例:各種の会合、花見、納涼祭、盆踊り、運動会、敬老会、文化祭、餅つき等

○地域イベントであっても全国から見物客が見込まれるような場合は、従来の3つのガイドライン(公演イベント・スポーツイベント・販売促進イベント)を参考に対策を行ってください。

イベントガイドラインを含む、県が作成した各種のコロナ対策ガイドラインはこちらのページを参考にしてください

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291731.htm>



○イベントにおける新型コロナウイルス感染予防対策についてのご相談は、次の窓口をお願いします。

地区	窓口	電話番号
東部	県庁くらしの安心推進課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)	0857-26-7982
中部	中部総合事務所生活環境局 (〒682-0802 倉吉市東巖城町2)	0858-23-3982
西部	西部ワンストップセンター (〒683-0054 米子市糺町一丁目160)	0859-31-9637

※①全国なイベント、②参加者が1000人を超えるイベントは、開催にあたり県の上記窓口へ届出をし、感染対策の相談を行ってください。

**1 企画・準備****(1) 会場規模と開催内容**

地域イベントの開催にあたっては、会場の広さにあわせてイベントの開催内容を検討したり、例年より広めの会場を選んだりしましょう。飛沫感染を防ぐため、人と人との距離(フィジカルディスタンス)の確保が必要です。

- ▶ 参加者がマスクを着用し声を発しない場合は、人と人が接触しない程度の間隔を取ってください。その他、声援や歌唱、飲食の状況により必要な間隔は異なりますので、4ページ以降に記載の個別のイベント場面の対応を参考にしてください。

※県内の新型コロナウイルス感染症の流行状況により、イベント開催に制限が設けられる場合があります。イベント開催にあたっては、県やイベント会場の市町村のホームページ等を確認し、開催の是非を判断してください。

参考:「新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ移行を検知する6指標」と鳥取県の現状」

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1209715.htm#itemid1209715>



## (2) イベントの企画

イベントの企画の段階で以下の2や3に記載の新型コロナウイルス感染症対策が実施できるように考慮しながら、従事者の確保、参加者数、開催時間などを検討しましょう。

イベントの企画にあたっては、次のようなことを事前に確認し、具体的な感染対策に取り入れましょう。

- ① 会場の換気設備や窓の配置を確認しましょう
- ② 会場の広さ、参加者の動線を確認しましょう
- ③ 会場が求める新型コロナウイルス感染症対策を理解しましょう
- ④ 開催案内を行う場合は、コロナ対策の実施と実施内容への協力を周知しましょう
- ⑤ 緊急時(体調不良者発生時)の対応方法を決めておきましょう

## 2 各種イベントに共通する対策

### (1) 換気方法(屋内イベントの場合のみ)



- ・ 換気設備を常時稼働したり、定期的に扉や窓を開けるなど、会場全体の換気をしましょう。
  - ▶換気回数や換気時間を予め設定しましょう。
  - ▶空気の流れる吸込口(入口)と吹出口(出口)を意識して空気を入れ替えましょう。
  - ▶扇風機やサーキュレーターで空気の入替えを促進したり、奥まった部分に新鮮な外気を送ったりすることも有効です。
- ・ 準備や片付けの時間は大きく窓を開けるなど、しっかり換気をしましょう。

### (2) 消毒



- ・ 施設や会場の出入口等にアルコール消毒液を設置し、参加者に手指消毒を行うように掲示などでお願ひしましょう。
  - ▶手指消毒の代わりに、ハンドソープを使った手洗いも有効です。
- ・ ドアノブ、水栓、共用する器具等の多くの参加者が触れる部分は定期的に拭き取り清掃・消毒しましょう。
  - ▶消毒薬は用途に応じて適切なものを選び、使用方法も確認しましょう。

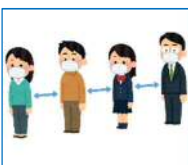


参考:新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

### (3) 人と人との間隔(フィジカルディスタンス)の確保



- ・ 行列が想定される場所では密集して並ばないように、床にテープを貼る等で目安を示したり、距離をとっていただくよう掲示・声かけをしましょう。
  - 例:受付、会場入口、トイレ、屋台の前、抽選会場
- ・ 受付や会計など、参加者と対面となる場所では透明ビニールカーテン等で遮蔽するなど、参加者と直接対面になることを避けましょう。



- ・トイレ前やイベント終了後の出口などで参加者が密集しないように、掲示したり放送などで呼びかけたりしましょう。

#### (4) 参加者への案内



- ・発熱や咳、咽頭痛等の症状のある参加者には来場いただかないよう呼びかけ・掲示を行いましょ。

▶可能であれば、非接触型体温計で参加者に体温測定をお願いしましょ。



- ・参加者にマスクを常時着用(飲食時や負荷の高い運動時を除く)いただくよう呼びかけ・掲示を行いましょ。

- ・参加者が騒いだり、大声を出したり、過度な飲酒をしないよう呼びかけましょ。

- ・接触確認アプリ(COCoA)の利用を呼びかけるポスターを掲示しましょ。

▶地域イベントなので顔見知りの参加者も多いと思いますが、可能であれば参加者の氏名や緊急連絡先も把握しましょ。

- ・想定した集客数を超える入場にならないよう、入場制限も実施しましょ。

- ・以上の内容は参加者を募集するポスター、チラシ、回覧文書にも記載し、事前に参加者にお知らせしましょ。

#### (5) イベント関係者



- ・従事者の体調を確認し、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある従事者は参加しないように周知しましょ。

- ・従事者が感染した場合や濃厚接触者と判断された場合は、該当従事者は保健所の指示に従い行動するよう周知しましょ。

- ・従事者は常時マスクを着用しましょ。

- ・従事者等、イベント関係者の緊急連絡先を把握しましょ。

▶イベント関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の調査に協力しましょ。

#### (6) その他



- ・洋式トイレは、蓋を閉めて汚物を流すよう掲示を行いましょ。

- ・トイレや洗面所のハンドドライヤーの使用は控え、ペーパータオルを設置しましょ。

- ・使用後のペーパータオルは蓋つきのゴミ箱に入れて密閉し、ゴミ出しを行う場合は、マスクや手袋を着用しましょ。マスクや手袋を外した後は必ず手を洗いましょ。

- ・参加者や従事者が休憩や喫煙を行う場合も、距離をとったり対面とならないようにするなど、休憩場所や喫煙場所の利用方法を検討しましょ。



### 3 イベントの種類に応じて必要な対策例

#### (1) 受付



- ・受付をする従事者は、必ずマスクを着用しましょう。また直接の対面を避けるために透明ビニールカーテン等での遮蔽を検討しましょう。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布することを避けましょう。

#### (2) 飲食スペース(会食の会場、屋台の料理を食べる場所など)



- ・斜め向かいに椅子を配置したり、対面となる場合はついたて板等を設置するなど、間隔\*を確保できる配席にしましょう。
- ・席を設けない場合は、間隔\*を取っていただくよう掲示したり、床にテープを貼る等で目安を示しましょう。

※家族等の日常生活を共にしている方は、間隔の確保は必須ではありません。グループ間の距離をとってください。



- ・酒類を提供する場合は、グラスをあわせる乾杯や回し飲み、深酒を控えるよう、事前の案内や掲示などで呼びかけましょう。
- ・テーブル・椅子等、多くの参加者が触れる部分は定期的に拭き取り清掃・消毒をしましょう。
- ・使用済みの容器を会場で捨てる場合は、蓋つきのゴミ箱を設置しましょう。

#### (3) 講演会・発表会・舞台・ステージ・カラオケ



- ・施設内の換気、マスク着用(演出上支障ない限り)を徹底しましょう。
  - ▶カラオケ、合唱など、大きな声を出す場合は特に注意してください。
- ・ステージと観覧スペースの間は、最低2m(出演者が声を発する場合)を確保しましょう。
- ・出演者同士も演出上支障ない範囲で間隔を確保しましょう。



- ・観覧スペースでは、次のように観客の距離を確保してください。
  - ▶応援席(声を出す席)と観覧席(声を出さない席)を分けることも有効です。
  - 観客が声援や歌唱を行う場合
    - 固定席がある場合:グループ間で1席空けて座りましょう
    - 固定席がない場合:グループ間で1mの距離を空けましょう
  - 観客や参加者が静かに視聴する場合
    - 固定席の場合:間隔を空けず座って構いません
    - 固定席がない場合:隣の人と接触しない程度の間隔としてください
- ・握手等の接触、声援を求める、客席の通路を使う等の演出は控えましょう。

#### (4) 屋台・出店・体験コーナー



- ・各ブースの前に、参加者が間隔(グループ間が最低1m)をあけて並べる十分な空間を設け、床にテープを貼る等で目安を示しましょう。
- ・接触(マスコット等との記念撮影)や大声での呼びこみ等は控えましょう。
- ・お金を取り扱う場合は手渡しを避け、トレイに置いて受け渡しましょう。

## (5) スポーツ大会・運動会・花見



・競技スペースと観覧スペースの間は、最低2m(競技者等が声を発する場合)を確保しましょう。

・観覧スペースは、グループ間の間隔を接触しない程度にとりましょう。

▶ 声援や応援歌は控え、拍手などで応援しましょう。

※声援を送る場合は周囲の人と1m以上の間隔を空けましょう。

▶ お弁当を食べる際は、グループ間を背中合わせにする、会話は控えめにするなど、注意してください。

▶ 花見等の飲酒の場面では、グラスをあわせる乾杯や回し飲み、深酒を控えるよう、事前の案内や掲示などで呼びかけましょう。

・トイレや出入口など、密集しやすい場所は間隔をあけていただくように掲示などで呼びかけましょう。



以上のガイドラインを参考に、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら地域の方に楽しんでいただけるイベントとなるよう、イベントの企画、実施をお願いします。

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

**場面① 飲酒を伴う懇親会等**

- ・飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。

**場面② 大人数や長時間におよぶ飲食**

- ・長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる

**場面③ マスクなしでの会話**

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。

**場面④ 狭い空間での共同生活**

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。

**場面⑤ 居場所の切り替わり**

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



## 有志知事による「緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望」等に係る要請活動の結果について

令和3年3月24日  
総合統括課  
くらしの安心推進課  
食のみやこ推進課

緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者への実効性ある支援、及び「Go To トラベル事業」の早急かつ段階的な再開を求めるべく、全国有志の知事による政府・与党への要望活動を実施しましたので、その概要を報告します。

<緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望>  
緊急事態宣言（1月7日～3月21日）対象の11都府県を除く全国有志の34道県知事（呼びかけ人代表：広瀬大分県知事）が賛同。宣言対象地域と同様に危機的な状況にある飲食店等への実効性ある支援を求めるもの。

<「Go To トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望>  
緊急事態宣言（1月7日～3月21日）対象の11都府県を除く全国有志の32県知事が賛同。観光関連産業の維持・発展のため、感染状況を踏まえた「Go To トラベル事業」の早急かつ段階的な再開を求めるもの。

### 要望活動の概要

(1) 日 時 令和3年3月18日（木） 9:00～16:00

(2) 要 望 先 以下の政府・与党関係者

(政 府) ①加藤勝信内閣官房長官、②坂本哲志内閣府特命担当大臣（地方創生）、  
③赤羽一嘉国土交通大臣、④長坂康生経済産業副大臣

(自民党) ①二階俊博幹事長／林幹雄幹事長代理、②下村博文政務調査会長、  
③河村建夫地方創生実行統合本部長、④山口泰明選挙対策委員長、  
⑤世耕弘成参議院幹事長、⑥大島理森衆議院議長

(公明党) 石井啓一幹事長／高木美智代政務調査会長代理／浜田昌良一時金等中小事業者等支援  
チーム座長

※坂本大臣及び二階幹事長、林幹事長代理は広瀬知事及び平井知事から要望、加藤内閣官房長官及び長坂経済産業副大臣は広瀬大分県知事から要望、それ以外は平井知事から要望（賛同道県の東京事務所長も同席）

※坂本大臣、長坂副大臣には飲食店等に対する支援のみ要望、赤羽大臣にはGo To トラベル事業の再開のみ要望

(3) 要望内容 緊急事態宣言の長期化に伴い客足が遠のき厳しい経営状況にある地方の飲食店等の窮状を訴えるとともに、飲食店等に対する支援等を強く求めた。

<緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望>

- ①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たな特別枠の創設
- ②一時支援金にかかる要件の撤廃や支給対象の拡大等
- ③持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給 等

<「Go To トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望>

- ①感染が落ち着いている県単位での早急な事業の再開や、段階的な利用対象エリアの拡大
- ②6月末とされている「Go To トラベル事業」の実施期間の大幅な延長 等

(4) 政府・与党からの主な発言

(坂本大臣)

- ・現在新年度予算の審議中。第3次補正（臨時交付金）の地方単独事業分の1兆円のうち約7,300億円が繰り越しとなっており、まずはそれを使っていただきたい。その後、どういう形で予算化するか、財源を確保するかを考えていく。

(赤羽大臣)

- ・各県や市などが県民割引などの独自支援を行っていただいていることに感謝。国交省として責任をもって、全国の県が行っている取組にお応えできるような対応をしっかりと行う。

(下村政務調査会長)

- ・県内版の「Go To トラベル事業」を早めに再開できるよう西村大臣に要請している。
- ・緊急事態宣言が3/21に解除されるので、新たな持続化給付金や一時支援金ということはないだろう。新たな地方創生臨時交付金とか、知恵を出して党としてもしっかり考える。

(山口選挙対策委員長)

- ・飲食店支援については、地方創生臨時交付金の特別枠等で、あまり締め付けず、地方に合った方法で支援するのがよい。

(世耕参議院幹事長)

- ・飲食店等の実情は理解しているが、残念ながら、本日とりまとめる経済対策（非正規雇用労働者、女性、ひとり親世帯等への新たな支援）には含まれていない。
- ・新年度予算が成立しておらず、今は補正予算の議論ができない。予算が成立すれば次の補正予算の話になるので、織り込めるようお願いしていく。
- ・「Go To トラベル事業」は段階的にやっていきたい。宣言解除となるので、まずは首都圏を外した形で再開していくとか。ゴールデンウィークまでには完全に再開していきたい。

## 緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に 対する支援に係る緊急要望について

年末年始の新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、1月から11都府県において緊急事態宣言が発出され、感染拡大の起点とされる飲食店に対して営業時間短縮要請が行われた。こうした取組の結果、国民や事業者の協力もあり、全国において感染は確実に減少してきているが、独自の対策で感染拡大の抑え込みに成功し、緊急事態宣言の発出にまで至ることのなかった地域においても、飲食店や関連事業者は、緊急事態宣言を受けた全国的な自粛ムードの中で客足が途絶えるなど、緊急事態宣言地域と同様に危機的な状況にある。

しかしながら、営業時間短縮要請を行わなかった地域の飲食店は、協力金という形で国からの支援が得られない立場である。また、独自の営業時間短縮要請を行った地域においても、飲食店への協力金の支給は行われているが、その取引事業者等に対しては、一時支援金のような国による支援制度は設けられていない状況である。

これまで緊急事態宣言地域のみならず、全国において国民、事業者、行政が連携して感染拡大を抑え込む努力を行ってきた。その影響を受けて大幅に売上げが減少した事業者が存在するにもかかわらず、地域によって得られる支援に差がある現状を、我々は看過するわけにはいかない。国においては、緊急事態宣言地域外の事業者に対しても、実効性ある支援策を公平に講ずるべきである。

については、下記について、緊急に要望する。

### 記

1. 緊急事態宣言地域と同様に危機的な状況にある緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対して、下記により速やかに支援すること。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設すること。
  - ・ 一時支援金について、緊急事態宣言地域内の飲食店との取引等の要件撤廃も含め、営業時間短縮要請を受けていない飲食店や観光・宿泊・交通も含めた関連事業者を幅広く支給対象とすること。また、支給額の上限引上げや売上げ要件の緩和等を行うとともに、不要不急の外出・移動の自粛による影響に係る要件については、弾力的かつ柔軟な運用を図ること。
  - ・ 持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給を行うこと。
2. 感染のリバウンドや第四波等の発生は、既に危機的な状況に置かれている飲食店や関連事業者にとっては致命的な打撃になることから、特に警戒しなければならない。緊急事態宣言の発出にまで至ることなく、独自に感染拡大を抑え込んだ地域では、積極的疫学調査やPCR検査の着実な実施等により封じ込めていることから、緊急事態宣言解除後の地域も含め、全国を通じてその体制を整備すること。

令和3年3月10日

北海道知事	鈴木直道
青森県知事	三村申吾
岩手県知事	達増拓也
宮城県知事	村井嘉浩
秋田県知事	佐竹敬久
山形県知事	吉村美栄子
福島県知事	内堀雅雄
茨城県知事	大井川和彦
群馬県知事	山本一太
新潟県知事	花角英世
富山県知事	新田八朗
石川県知事	谷本正憲
福井県知事	杉本達治
山梨県知事	長崎幸太郎
長野県知事	阿部守一
静岡県知事	川勝平太
三重県知事	鈴木英敬
滋賀県知事	三日月大造
奈良県知事	荒井正吾
和歌山県知事	仁坂吉伸
鳥取県知事	平井伸治
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
香川県知事	浜田恵造
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
佐賀県知事	山口祥義
長崎県知事	中村法道
熊本県知事	蒲島郁夫
大分県知事	広瀬勝貞
宮崎県知事	河野俊嗣
鹿児島県知事	塩田康一
沖縄県知事	玉城デニー

## 「G o T o トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望

「G o T o トラベル事業」が全国一斉に一時停止された影響を受け、年末年始を中心に宿泊施設等で多くのキャンセルが発生した。さらに、11 都府県に対して緊急事態宣言が発出されて以降、旅行マインドは一層冷え込み、観光関連産業では極めて厳しい状況が続いている。

こうした中、我々は、安心して観光客にお越しいただくことができるよう、観光関連事業者と連携して感染防止対策の徹底を図ってきたところである。また、感染状況が落ち着いている地域では、独自に宿泊割引等の観光需要の喚起を行っているところであるが、これまでにクラスターが発生したとの報告はない。

については、地域経済の活性化に大きな役割を果たしている観光関連産業の維持・発展のため、地域の観光需要喚起に有効な「G o T o トラベル事業」の早急な再開など、下記の点について緊急に要望する。

### 記

- 1 観光関連産業の本格的な再生のためには、東京都など大都市圏の旅行需要の喚起が不可欠であるが、現在の感染状況に鑑み、客観的な判断基準のもと、まずは感染状況が落ち着いている県単位で早急に「G o T o トラベル事業」を再開すること。また、感染状況を見極めながら段階的に利用対象エリアを広げるなど、各県の意向等も踏まえ、制度を柔軟に運用すること。
- 2 昨年春の全国的な緊急事態宣言の発出以降、インバウンドも含め一年近くに亘って観光需要は低迷し、「G o T o トラベル事業」により一時的に持ち直したものの、観光関連事業者の経営は極めて深刻な状況にあり、回復には相当の期間を要する。また、段階的に対象エリアを広げた場合、地域間に不公平が生じるおそれがあることから、6月末とされている「G o T o トラベル事業」の実施期間を大幅に延長すること。
- 3 制度や運用を変更する場合は、観光関連事業者が十分な準備を整えられるよう事前に周知を図るとともに事務の簡素化等に努めること。



令和3年3月17日

青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	佐竹	敬久
山形県知事	吉村	美栄子
福島県知事	内堀	雅雄
茨城県知事	大井川	和一彦
群馬県知事	山本	一太
新潟県知事	花角	英世
富山県知事	新田	八朗
石川県知事	谷本	正憲
福井県知事	杉本	達治
山梨県知事	長崎	幸太郎
長野県知事	阿部	守一
静岡県知事	川勝	平太
三重県知事	鈴木	英敬
滋賀県知事	三日月	大造
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
鳥取県知事	平井	伸治
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政
香川県知事	浜田	恵造
愛媛県知事	中村	時広
高知県知事	濱田	省司
佐賀県知事	山口	祥義
長崎県知事	中村	法道
熊本県知事	蒲島	郁夫
大分県知事	広瀬	勝貞
宮崎県知事	河野	俊嗣
鹿児島県知事	塩田	康一

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和3年3月24日  
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
緑豊かな自然課 (西部総合事務所 生活環境局)	大山登山道線木道移設外工事	西伯郡 大山町 大山	船越建設株式会社 代表取締役 船越 秀志	(当初契約額) 148,500,000円 (予定価格) 148,879,500円	令和3年3月12日 ~令和3年12月15日	令和3年3月11日	制限付 一般競争入札 (1社)